



2018年8月20日 東京地裁に金正恩委員長を相手取って提訴した（かるめぎ NO. 119 より）

目次	
極めて稀で貴重な裁判 北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会 理事 小川 晴久 … 2	5人の原告は語る—北朝鮮人権状況の実態 10・14 北朝鮮帰国事業裁判に結集し耳を傾けよう 北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会 代表理事 佐伯 浩明 … 3
公式 HP『北朝鮮帰国事業裁判弁護団』 ～北朝鮮帰国事業について、北朝鮮政府の責任を問う裁判の弁護団です～ … 4	海外での北朝鮮を相手取った訴訟の判例 … 7
北朝鮮帰国事業訴訟 意見書 法政大学国際文化学部教授 高柳 俊男 … 8	北朝鮮帰国事業裁判 傍聴のご案内 / 北朝鮮帰国事業裁判 報告会のご案内 / クラウドファンディングへのご支援をお願いいたします … 16

# 極めて稀で貴重な裁判

北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会 理事 小川 晴久

## 〈主権免除の不適用〉

北朝鮮帰国事業を日本の司法に訴えた裁判は、今までに二度ある。いずれも朝鮮総連を相手に。しかし、いずれも「時効」「免訴」の判決で、内容に対する判断を日本の裁判所は一度もしなかった。それが今回の裁判は北朝鮮当局を訴えた点で、前二回と異なっている。私は今回初めて知ったのであるが、「主権免除」という国際法ルールがあるようだ。普通外国当局を訴えるのはこのルールでできないとされている。しかし北朝鮮は日本との国交がないので、北朝鮮には「主権免除」を受ける資格がないので、今回の訴状を受理され、裁判は成立した。

原告5人が日本に帰還して20年以上たつと訴える資格が無くなるが(除斥期間)、訴状は2018年8月20日に出したので、その時点では20年以内であったので、それをクリアした。北朝鮮とアメリカは国交を結んでいない。アメリカの青年ワンビアさんが北朝鮮内で拘禁され、帰国後死亡したケースで、遺族が北朝鮮当局を訴えたが、アメリカ司法当局は受理し、北朝鮮側に損害を求める判決を下したが、これも「主権免除」を北側が受けられなかったケースで、今回の裁判の前例になるケースなのかもしれない。それにしても10月14日に始まる北朝鮮帰国事業裁判は、被告北朝鮮政府はおそらく出廷しないとみられるので、その場合弁論は10月14日1日で終わり、次回は判決言い渡しになるのではないかと予測されている。

## 〈原告の主張、国家誘拐の罪と出国妨害の罪〉

今回の5人の原告の主張は上記の二つの罪である。帰国事業を北朝鮮当局の国家的誘拐と規定するのは、犠牲となった帰国者の側から見れば当然の規定かもしれない。9万3千人余の帰国者が北の宣伝や朝鮮総連の宣伝にまんまと騙されて北に誘拐されたと立証することは、簡単にできないことだろうと私は考えていた。しかし今回の訴状を読むと、原告とその代理人の弁護団(9人)は先ず北朝鮮当局の公式な発言や資料で、北が海外同胞の帰国を歓迎し、彼らに何不自由をさせないと公約していることを立証している。この立証はとても貴重で、私たちは今回の訴状から大いに学ぶべきである。

そのうえで一つ申し上げたい。当時北の人々がそのように幸せに暮らしていたかを疑い吟味する心や態度が、日本に住んでいた各界の関係者にどれ程あったかという問題である。私は1959年4月に大学に入ったので当時の私は北朝鮮の書籍や文献で北朝鮮を理解していた。1960年代前半私は北朝鮮を支持していた。1965年からベトナム戦争がはじまり、中国では文革が始まり、韓国では朴正熙の軍事独裁が続いていたので、私の関心は北朝鮮から離れ、1970年代は韓国に集中した。特に金芝河の受難。1970年に日本共産党

の赤旗が2面割いて北朝鮮のチュチェ(主体)思想を批判的に紹介したので、私はチュチェ思想にも関心を持つことなく、北朝鮮への関心を無くしていった。私が北朝鮮の現実に戻されたのは、1993年8月22日であった。中野のアジユモ二の焼き肉屋さんで、北朝鮮の帰国者たちが強制収容所で殺されたり、悲惨な生活を送っているという衝撃的な話を聴き、翌年から「北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」を皆さんと作り、今日まで北朝鮮の強制収容所の存在を広く知らせ、それをなくす人権活動に取り組んでいる。

## 〈北朝鮮の全体主義化——1967年～1974年〉

既にも書いたことだが、1965年から10年間世界がベトナム戦争、中国の文化大革命、韓国の朴正熙軍事独裁政権に目を奪われていた時、北朝鮮では金日成総合大学を卒業した金正日が朝鮮労働党の思想宣伝部署に着き、自分が後継者であるという実績を作るため、1967年から父親金日成の神格化を始め、1974年に「党の唯一思想体系確立の十大原則」を発表し、それを実質的な北朝鮮の憲法にしたことである。

恐ろしい強制収容所も、金日成が統治した1950年代から存在し、1968年から1972年の間に完成していた。北朝鮮の全体主義化が、1965年から1975年までの世界の目が先の三つの大変動に集中していた時に北朝鮮内部で進行し、実現していたという大問題である。当時北朝鮮は全くの死角であった。帰国者の受難もこの時期に集中した。北朝鮮帰国者たちも真っ先に金日成の神格化、全体主義化に抵抗したと思う。それ故に彼らの2割は強制収容所に送られたと推定されている。

## 〈北朝鮮当局の犯罪を具体的に主張すること〉

要請された字数を超過している恐れがあるが、最後に一つ、この裁判に対する谷川透さんの提言に賛成したい。「裁判官は見解が分かれることは判断を下さない習性がある。だから明々白々な被害や当局の犯罪行為を証拠として挙げていく必要がある」と。

私はこの提言で思い当たるのは、今回の原告のお一人高政美さんから昔聞いた事実である。彼女の兄が清津の港で船を降りようとせず、日本に帰りたくと主張したら、北朝鮮当局は彼を精神異常者として49号病院に入れ、数年後に面会に行ったときは廃人になっていて、10年後にそこで亡くなったという。彼女の兄は誠に健全な判断をした。その彼を精神に異常があるとすぐに隔離し、廃人にして殺した北朝鮮当局のこの行為こそ殺人行為である。こういうケースを法廷でも証言し、広く世間にこの裁判で知らせていくべきである。

# 5人の原告は語る—北朝鮮人権状況の実態

## 10・14 北朝鮮帰国事業裁判に結集し耳を傾けよう

北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会 代表理事 佐伯 浩明

「特定非営利活動法人 北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会」(略称:守る会)が、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)を命がけで脱北して中国などを經由した後、日本に帰還した北朝鮮帰国者の裁判支援に取り組んで、今年でちょうど20年になる。過去2回の裁判は「時効の壁」に阻まれて「訴えそのものが却下」という門前払いに遭い裁判が成立しなかったが、帰国者である5人の原告が新たに3年前、金正恩の北朝鮮政府を相手取って5億円の損害賠償請求訴訟を東京地裁に起こした3度目の今回の訴訟は、国交のない北朝鮮政府に対しては「公示送達」という手続きをとり、きたる10月14日午前10時に第1回口頭弁論を迎えることになった。私たちは、5人の原告の弁論などを通して「北朝鮮の違法な人権政策にアジアの民主主義国家である日本の司法判断が下る裁判の意義には、極めて高いものがある」と考える。

### ◆北は自由と人権重視に舵を切れ

ここに至る間の裁判経過については、前号の「かるめぎ129号」に、20年間にわたって裁判支援を一貫して続けてこられた「守る会」前代表の山田文明副理事長が記しているので詳細を省くが、北朝鮮政府とその出先機関ともいえる朝鮮総連が途中、中断をはさみながらも1959年(昭和34年)から1984(昭和59年)年にかけて押し進めた「北朝鮮帰国(帰還)事業」が、在日朝鮮人帰国者と日本人家族らにどのような結果をもたらしたかは、やがて始まる法廷の場で明らかになるだろう。私たちが今回の裁判を通して願うのは、帰国事業の全貌が明らかになって、北朝鮮の非人道的社会構造の一切が明るみに出て、世界と国民の皆様を知ることである。同時に金正恩と北朝鮮政府が、今回の裁判の結果を通して、ただ反発するのではなく、裁判の行方に注目して自国の人権政策を全面的に改め「自由と人権の重視」に舵を切るきっかけとなることである。

北朝鮮は、朝鮮労働党が全てを束ねる一党独裁の政治体制をとっている。最高指導者は金日成、金正日、金正恩と親から子、孫への3代世襲の首領への絶対的服従を強いる独裁国家である。絶対服従の根拠は「党の唯一思想体系確立の10大原則」にある。1974年に金正日書記(当時)によって憲法や党規約を超える「最高規範」と位置づけられ、金日成主席への絶対的忠誠を求めた。制定当時、10か条と65の細目から成り立っていたが、2013年、金正恩第一書記(当時)により「党の唯一指導体系確立の10大原則」に名称が改められ、10か条と60の細目に改められた。

その領導體系を支えているのが主体(チュチェ)思想である。同思想は「マルクス・レーニン主義を創造的に朝鮮に適

用した」とされているが、元はモスクワ国立大学の哲学博士で、党国際担当書記などを務めた金日成の側近で、後に韓国に亡命した故黄長燁が理論づけた思想である。主体思想は「人間が全ての事の主人であり、全てを決める」とされているが、その解釈権は、最高指導者が握っており、「人間主体」の言葉とは真逆に、支配の頂点に立つ最高指導者の意のままに従う「首領絶対の思想体系」を支え、北朝鮮社会全体を覆っているのが実情である。

資本論で代表されるマルクス主義は「人間解放の哲学」「平等重視」が特色と言われ、日本では戦前からヒューマンズを尊重する多くの学者・知識人、学生から支持されたが、実際にマルクス主義が適用されると旧ソ連、東欧諸国、現中国などの共産主義国家が示しているように、「人間解放」とは真逆の「絶対服従と粛清」が支配する「共産党一党独裁国家」と化しているのが実情である。その象徴が北朝鮮である。「世界で最も自由と人権の無い国家」と化した。

### ◆今も貧苦にあえぐ北朝鮮の人々

その実態は2014年2月に、国連人権理事会が編んだ『国連北朝鮮人権報告書』に詳しい。同報告書には、人権侵害のあらゆる実態が詳しく列挙されている。封建社会以上の階級制国家を築き、階級差によって最下層の「敵対階層」に入れられた人々は、食料へのアクセス権を失い、強制収容所入りのケースが非常に多かった。また、封建社会以上の拷問と性的虐待がはびこった。強制労働が日常化し、その自由と人権を奪われた状態は、今に至るまで改善の兆しがほとんど見られていない。英エコノミスト誌の研究機関「エコノミスト・インテリジェンス・ユニット」の調べによる民主主義指数は「世界最下位」(2019年度)、「国境なき記者団」による「世界報道自由度ランキング」も「世界最下位」(2020年度)である。

われわれが北朝鮮の国営テレビを通じて目にしている北朝鮮の風景は、ほとんどが、首都平壤に住む、日々の食料供給が途絶えたことのない特権階級が住む市街風景であることを視聴者は忘れないでほしい。貧窮している庶民の姿は、国営テレビには絶対に映らないことを心の片隅に銘記してほしい。

来る10月14日、東京地裁の大法廷に立つ5人の原告の弁論に是非とも耳を傾けていただき、「自由と人権の回復」を求め、北朝鮮にいる帰国者と帰国者親族の日本への帰還を求める帰国者の声に耳を傾けていただきたい。

# 公式 HP 『北朝鮮帰国事業裁判弁護団』

～北朝鮮帰国事業について、北朝鮮政府の責任を問う裁判の弁護団です～

公式 HP より、記事を抜粋して掲載します。  
(URL : <https://nklawsuit.hatenablog.com/>)

## <2021-08-16 北朝鮮政府に対する 公示送達が実施されました>

本日、北朝鮮帰国事業裁判について、東京地方裁判所が、口頭弁論期日を 10 月 14 日(木)午前 10 時からと指定し、北朝鮮政府に対し、期日の呼出状と訴状等一式を公示送達しました。

ついに、北朝鮮政府の人権侵害の責任を問う日本で初めての裁判が始まることになりました。引き続きご注目ください。

以下は原告・弁護団のコメントです。

### ○原告・川崎栄子

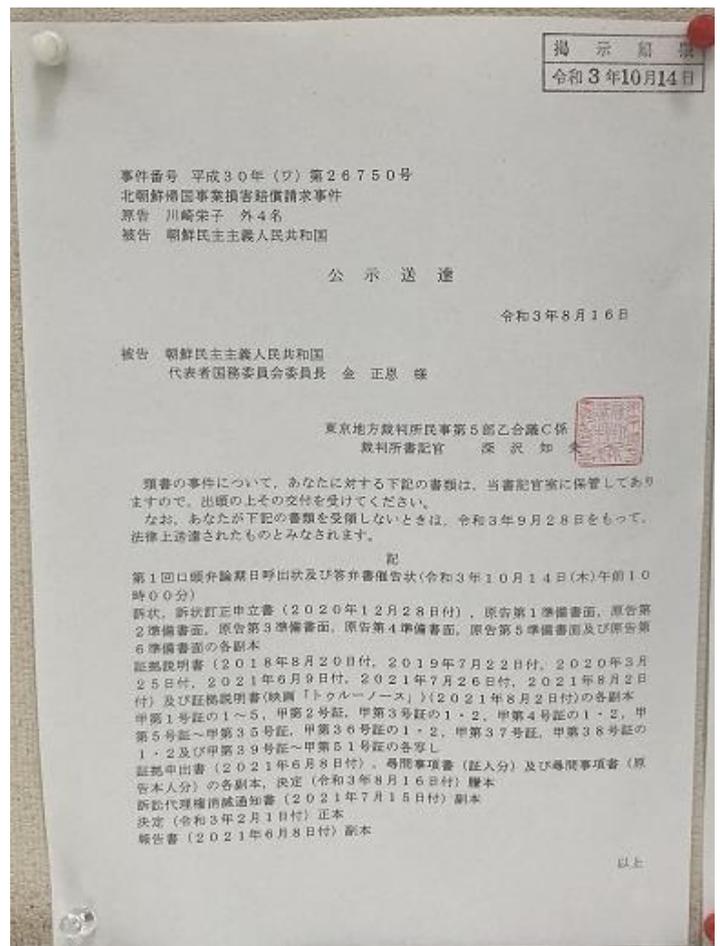
やっとここまで来ました。北朝鮮政府を相手にする裁判は初めての事です。この裁判が成功することで、北朝鮮政府の人権侵害が断罪され、北朝鮮の国民に自由と民主主義をもたらすための手始めになると信じています。この裁判を早く進めて、北朝鮮の現政権を引きずり下ろし、私の家族と早く面会できることを期待しています。

### ○弁護団・福田健治

「地上の楽園」との虚偽宣伝により 9 万 3000 人以上の在日コリアン・日本人家族を北朝鮮に渡航させ、その後悲惨な人生を余儀なくされた木が朝鮮政府の責任は重大である。今回の訴訟は、北朝鮮政府の人権侵害行為について日本の裁判所で審理する初めての機会であり、大きな意義を有する。10 月 14 日の弁論期日では、虚偽宣伝を行った北朝鮮政府の責任と帰国者たちの被害を裁判所にしっかり理解してもらいたい。



(写真: 公示送達の書類が掲示されている裁判所の掲示板前で取材を受ける原告の川崎栄子さん(左から 2 人目。)



(写真: 北朝鮮政府に対する口頭弁論期日の呼出状。)

特に、提訴後の経緯について、福田から次のような説明がありました。

2018年8月20日に提訴して以来、これまでに6回の進行協議期日が開催されました。この間、2020年4月に裁判長が交代し、裁判所が設定する争点が増えたことに加え、コロナ禍で裁判所の合議がままならない事態も重なりました。

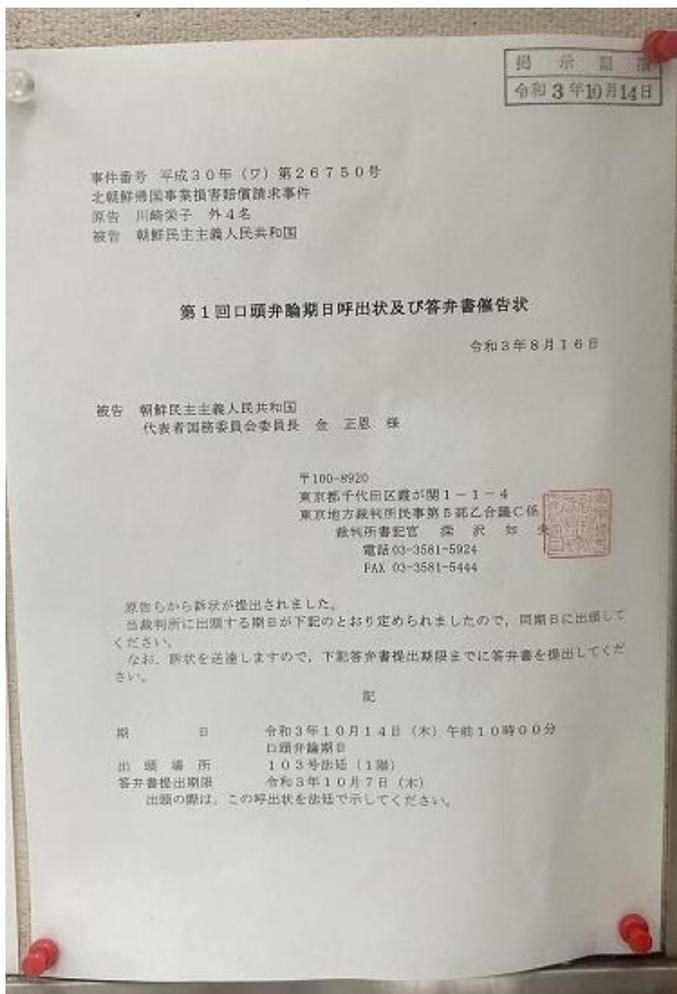
このような中、ようやく口頭弁論期日が10月14日(木)10時から開催されることがほぼ確定しました。

また、北朝鮮政府への送達は、公示送達により行われます。北朝鮮政府に対して公示送達が行われるのは、弁護団が把握している限り初めてのことです。

続いて、原告の川崎栄子さんから、ご自身の体験談とともに裁判への思いについて、次のようなお話がありました。

川崎さんは、高校3年生のときに、帰国事業により一人で北朝鮮に渡航しました。北朝鮮に着いた途端に、川崎さんも周りの人も、「地上の楽園」という勧誘が、嘘だったことに気づきました。

北朝鮮に渡航して3ヶ月ほどの間で、川崎さんは「この国の政治には賛成することも協力することもできない」という結論を出しました。自殺という道も選択肢の一つとしてあり、本当にたくさん悩んだそうです。しかし、北朝鮮では、自殺者は反逆者とされ、家族は死体に触ることもできず、警察が来て死体を持ち去ったら、どこに捨てられたか埋められたかすらわかりません。家族にその人の存在はなかったことにするよう指示が出され、自殺者を出した家族は、家族全員が連れ去られます。このような状況で、自分の命をドブに捨てるわけにはいかないと思い、自殺を思い留まったそうです。



(写真:裁判所による公示送達。)

### <2021-08-19 8月5日記者会見のご報告>

8月5日、司法記者クラブで記者会見が行われ、原告の川崎栄子さんと弁護団・福田から、提訴後の経緯についてご説明を行いました。



(Youtube 動画 URL <https://youtu.be/REiKp8E8X8o>)

まず、弁護団・福田から、北朝鮮帰国事業の概要、訴訟の概要、提訴後の経緯についての説明がありました。



(写真:北朝鮮での経験を語る川崎栄子さん。)

また、川崎さんは、日本からの渡航者について次のように語りました。

大体の日本人は、北の方の鉱山、林業など、北朝鮮の人が行きたがらない重労働部門の穴埋めとして送り込まれました。一番苦勞したのは、日本人妻たちです。北朝鮮渡航前は、3年経ったら里帰りできると約束され、「3年くらいなら我慢できるだろう、お子さんたちを手放したくない」という思いから日本人妻たちも北朝鮮に渡航しました。しかし、里帰りは今に至っても実現しておりません。

日本人妻たちは、植民地支配をしていた日本のスパイとして、収容所に連れていかれ、本当にたくさんの方がその中で死んでいき、もしくはまだその中にいます。今も日本政府には、日本から渡航した帰国者たちに平等に対応してほしいと思っていますが、日本政府は、自国民の救出さえもしていません。

日本政府がこの問題を扱いたがらないのは、帰国事業が、帰国協定という日本と北朝鮮の間に結ばれた協定により進められたものだからかもしれません。しかし、間違えていたことは、間違えていたと1度認めて、その後自国民を救出すればよいと思います。

さらに、川崎さんは脱北と裁判への思いについて、次のように語りました。

帰国船に乗って北朝鮮に渡航した人のうち脱北できた人は、渡航した9万3000人以上のうち、多く見積もっても100人程度だと思います。その人たちが北朝鮮の様子を、外部に、正確に、知らせ、北朝鮮に影響を与えるために努力しなければこの問題は解決しないと思います。

法律によって裁かれて、初めて公の場所で北朝鮮の実情が明らかになります。この裁判も、ようやく10月14日に口頭弁論が行われるところまでできました。国際的にも、帰国事業が間違っていたということを法的に発表する裁判となり、日本で開かれることに大きな意義があると感じています。

最後に、記者の方から何点かご質問がありました。抜粋してご紹介いたします。

Q. 北朝鮮政府を被告とする裁判も初で、帰国事業についての裁判も初めてか？

福田：北朝鮮政府を被告とする裁判は、弁護団の知る限り日本では初めてです。帰国事業については、過去に朝鮮総聯を被告として大阪地裁で争われた訴訟があります。その裁判は、除斥期間の問題で敗訴という結果になっています。

Q. 現在、北朝鮮に川崎さんの家族はいるか？

川崎：夫はすでに亡くなりましたが、子どもたち4人とその家族、合計12人がまだ北朝鮮にいます。

一昨年までは1年に1回ずつでも子どもたちが国境で中国の携帯電話を借りてなんとか連絡を取っていました。日本からは手紙を書くこともできますが、全部開封されるため、元気だということくらいしか書けません。航空便、船便を使って品物を送ることもできます。

しかし、コロナ以降、北朝鮮は海路も航路も遮断したため、手紙も品物も送れていません。子どもたちも国境まで移動できないため、電話もできていません。そのため、現在は子ども達の生存状態も確認することもできず、生きてるかさえわかりません。

Q. 提訴が2018年になった理由は何か？何かタイミングはあるのか？

川崎：この裁判より先に、大阪で朝鮮総聯を被告として裁判がありました。時間的な問題(除斥期間)で棄却されました。それを受けて、北朝鮮政府を相手に裁判をしても実現されそうにないと感じ、ずっと悩んでいました。

しかし、オット・ワームピアさんの事件に対して、アメリカは短時間で解決し、すぐに裁判の結果が出ました。このことを、土井さん(Human Rights Watch 日本代表)に話し、日本でもできると思うと伝えたと、土井さんからできるかもしれないとの返答があり、提訴につながりました。

Q. 裁判において主権免除について日本ではどう判断されるか？

福田：日本では、対外国民事裁判権法という法律が制定され、誰が主権免除を享受するのかということが国内法上規定されています。この法律の立法担当者の説明によれば、未承認国家には主権免除は及ばないとされます。また、今のところ、裁判所から主権免除を問題にすることは言及されていません。

Q. 口頭弁論期日では意見陳述を川崎さんがするのか？証拠の整理はほとんど終わっているのか？

福田：北朝鮮政府が応訴することは想定されていないため、1回で結審をすることが予定されています。第1回の口頭弁論期日では、弁護団から事件の概要と、提出している主張、書証について口頭で説明を行います。また、原告5名の本人尋問のほか、日朝史に詳しい法政大学の高柳先生に専門家証人として証言していただく予定です。

Q. 勝訴した場合の回収見込みはあるか？

福田：海外では、北朝鮮船籍で登録されている船舶を差し押さえるなど、北朝鮮政府に対する債権回収の様々な試みがなされており、北朝鮮の人権問題に関わる国際的な法律家のネットワークを使いながら、海外での責任追及の進行も含めて検討していくことになると考えております。

## <北朝鮮帰国事業裁判弁護団 公式HP>

nklawsuit.hatenablog.com/entry/2021/08/19/084502

北朝鮮帰国事業について、北朝鮮政府の責任を問う裁判の弁護団です。

8月5日 記者会見のご報告

8月5日、司法記者クラブで記者会見が行われ、原告の川崎栄子さんと弁護団・福田から、提訴後の経緯についてご説明を行いました。

2021-09-20 2021年9月の報道まとめ (9月20日現在)

2021-09-20 2021年8月の報道まとめ

2021-09-14 外国特派員協会 (FCCJ) での会見のご報告

2021-09-14 海外の報道まとめ

2021-08-19 8月5日記者会見のご報告

URL: <https://nklawsuit.hatenablog.com/>



## <海外での北朝鮮を相手取った訴訟の判例>

### ◎米国バージニア州立大学の学生だった 故オットー・ウォームピア氏関連

2016年1月、観光で北を訪問し抑留。宣伝物棄損の疑いで裁判にかけられ、15年の労働強化刑を宣告。裁判が終わった翌日から意識不明に陥ったとされる。北は本人が食中毒にかかったあと睡眠薬を飲み昏睡状態になったと説明。2017年6月13日昏睡状態のまま帰国し6日目に死亡。帰国後入院したオハイオ州・シンシナティ大学病院では脳神経に深刻な損傷を受けたと診断。

2018年4月、両親が米連邦地裁に北政府を相手とする民事訴訟を提起。

2018年10月、北に対し「本人の資産に対する経済的損失額」「本人の精神的苦痛に対する補償金」「両親に対する慰謝料」「懲罰的損害賠償金」の総額11億5千万ドルの賠償請求。賠償額は、北に拉致され死亡したキム・ドンシク牧師に関する判例(息子2名にそれぞれ1500ドルの賠償金と「懲罰的賠償金」として3億ドル)を根拠に策定。

2018年12月24日、北政府に5億113万ドルの賠償命令判決。

2019年1月 北に判決文を郵送。⇒2月、返送されてきたが、受領サインがあったため内容は伝達されたと認定。

2019年2月、米銀行に北朝鮮関連資産を公開要求⇒顧客秘密漏洩にあたり難色。⇒10月、連邦裁判所が3銀行に対する「法的保護」の要請を許可。

2019年7月、両親が北朝鮮籍船舶ワイズ・オネスト号(重量トン数2万7千トン:鉄くずとして売却すれば300万ドル相当)の所有権を主張。※石炭の不法運送による国際制裁違反で米法務省が押収。

2020年5月、米国の3銀行にある北朝鮮関連資金2379万ドルの詳細情報を公開。

### ◎脱北韓国軍捕虜5名関連

2020年7月、金正恩を相手に強制労働に対する損害賠償請求(2016年訴訟提起)した2名に2100万ウォンずつの支払い命令。

2020年12月、賠償金未払い。⇒韓国で回収された北の著作権料20億ウォンを管理する「南北経済文化協力財団」を相手に賠償金回収請求訴訟を提起。

## 意見書

このたびの訴訟では、高柳俊男理事（法政大学国際文化学部教授）より、意見書が提出されております。訴訟資料として原文のままかるめぎに掲載いたします。

（※ページ数は一番下が会報『かるめぎ』のページ数、その上が意見書のページ数です）

## 1 研究・教授歴

### (1) 朝鮮に関する研究歴・教授歴、主要業績

私は、東京大学の助手、明星大学での専任講師・助教授を経て、1999年以來、現在の法政大学国際文化学部で教授として働いている者である。朝鮮半島の言語・文化・歴史等を主に、自校教育としての法政大学史や、留学生に日本を多面的に知ってもらうための夏休みの国内研修（研修地は長野県南部）、およびその事前学習授業などを従に、研究・教育活動に従事している。

このうち、メインの朝鮮関係について述べると、まずは語学（朝鮮語）がある。本学部は、学部生全員が2年次秋学期に海外に留学することを謳い文句につくられた学部なので、入学から1年半の間に、留学に耐えられるだけの語学力を身につけさせることが急務となる。講義科目としては、在日朝鮮人（総称）を軸に、中国や旧ソ連をはじめ、世界に散在する朝鮮系の人々の歴史と現状を探る、隔年科目の「人の移動と国際関係Ⅱ」がある。そして、具体的な資料を読みながら、日本と朝鮮半島との過去を踏まえ望ましい未来を展望する、少人数の「演習（ゼミ）」を担当している。大学院でも、朝鮮や在日朝鮮人関係に重点を置きながら、より高度な授業を展開している。

個人の研究では、大きく言えば近現代日朝関係史、とりわけ海峡を越えた人の移動の歴史や、その中で形づくられた相互認識をテーマに研究を進めている。歴史の中に埋もれている未完の可能性にも目配りしつつ、等身大の歴史像を構築することに意を用いてきた。文字資料のみに頼らず、画像・映像資料の発掘にも努め、また時代の中を生きて来た個々人の声に耳を傾けるような研究を志向してきたつもりである。具体的には、略歴や主要業績を記した（別紙）をご参照いただければと思う。

実は、朝鮮研究を自己のテーマと決めるにあたっては、ある出会いがあった。大学1年次に、アパート近辺の書店でたまたま季刊雑誌『三千里』を見つけ、その内容に興味を持ち購入した。この雑誌は、かつて朝鮮総聯（在日本朝鮮人総聯合会）に所属し、1970年前後の北朝鮮（朝鮮民主主義人民共和国）や朝鮮総聯の硬直化、具体的には指導者による専横や個人崇拜に嫌気がさす中で、組織から追放されたり脱退した知識人らが創刊したものだった。編集委員は金達寿（作家）、李進熙（歴史家）、姜在彦（歴史家）、金石範（作家）ら7名で、南北朝鮮のいずれにも偏らず、統一朝鮮を志向した内容だった。とりわけ、日本社会に根強く残る朝鮮への歪んだ認識を是正し、日本と朝鮮半島との間に相互理解の橋を架けることを使命としていた。私はこの雑誌を通して、高校までの教育でいわば日本の側から学んできた事象が、逆に朝鮮側から見ると違った見え方をすることを知らされた。そのことに対する純粋な驚きや発見から雑誌『三千里』を愛読し、のちには雑誌の編集部に入出入りするようになった。とりわけ当時、同じ事務所内で展開されていた「NHKに朝鮮語講座開設を要望する署名運動」に加わったことで、同社の編集委員や事務局員と親しくなっていた。

そうした中で、雑誌『三千里』の諸先生方にとって常に頭を悩ませた原因が、外国人に差別的な日本の法や社会の存在のみならず、朝鮮半島の南北対立にあることを、身をもって知るに至った。そこから、日本人にとっても、南北朝鮮を同時に視野に収め、同じ目線で物事を見ていかないと、客観的で合理的な朝鮮認識は形作れないという点を強く意識するようになった。しかし、「進歩的」とか「左翼的」と呼ばれる人々の中には、かつて1970～1980年代に盛り上がった韓国の民主化運動には声を大にして連帯を表明したのに、一方の北朝鮮の民主化に関しては一切口をつぐむような場合が少なくない。とくに、日本と北朝鮮との関係を考えるとき決定的に重要なのが、在日朝鮮人の離散状況を拡大させた1959年からの北朝鮮帰国事業だが、それについてもマスコミなどで多少触れられる程度で、当時は学問研究の課題として組上に載せられてはいなかった。そこで、まずは

基本的な関連資料を整理し、年表や参考文献を付した資料集を刊行しようと考え、1993年に同じ訪朝団で北朝鮮を訪問し意気投合した金英達氏と二人で、『北朝鮮帰国事業関係資料集』（新幹社、1995年）を編纂した。この資料集は類書が無いため、その後も北朝鮮帰国事業を論ずる際、基本文献の一つとして活用されている。

資料集刊行のほかにも、(別紙)の「主要著作」リストで下線を付したように、北朝鮮帰国事業に関連してつくられた映画『海を渡る友情』の事実調べをしたり、北朝鮮帰国にまつわる記念碑の所在を追ったり、この事業に直接・間接に関わった個人に即した論考を数編、世に出している。それは、在日朝鮮人史のタブーとなってきた北朝鮮帰国事業に光を当て、それがなぜ起こったか、どういう経過をたどったか、また現在にどんな影響を及ぼしているかに関して、世に問題提起したいという思いからである。微々たる成果にすぎないが、この問題が広く論じられる上において、一定の役割を果たせたのではないかと自負している。

## (2) 菊池嘉晃氏の研究との関わり

そうした中で、北朝鮮帰国事業の問題により本格的にアプローチする研究者も登場し始めた。その代表的な一人が、当時もいまま読売新聞社の社員として勤務している菊池嘉晃氏である。現在は、北陸支社次長兼総務部長という要職に就いているが、記者として取材の第一線に立っていた当時は、韓国・朝鮮関係をはじめ、多くの記事を『読売新聞』や『読売ウイークリー』に精力的に載せていた。

その菊池氏から、北朝鮮帰国事業に関して博士論文をまとめ、法政大学大学院国際文化研究科に提出し、博士号を申請できないかと相談を持ちかけられた際、即座に前向きに受諾する旨を返答した。というのは、菊池氏は読売新聞社入社後、大学院修士課程を韓国の成均館大学校で修めたが、その際の修士論文がまさに「在日韓人北送に関する研究」であった。その成果をもとに、中公新書の一冊として出版した『北朝鮮帰国事業：「壮大な拉致」か「追放」か』（2009年）は、多くの資料にもとづき、きわめて実証的にまとめられていて、高い評価を受けていた。たとえば、同書を書評した北朝鮮政治が専門の磯崎敦仁慶応義塾大学教授は、「バランスある議論」「新事実を盛り込んでいる」「地道で理想的な作業によって、帰国事業の姿を立体的に再検証することに成功している」などの表現で、その成果を高く讃えている（アジア政経学会『アジア研究』56巻3号、2010年）。

問題は、法政大学大学院国際文化研究科は、課程によらない論文博士の制度を一応設けていたが、まだ利用した前例が無く、詳細な手続きが定まっていなかったことである。しかし、菊池氏の打診を受けてから研究科内で内規等を早急に整備し、受け入れ態勢を整えた。

私を主指導教員として菊池氏を受け入れることが決まってから、研究指導を随時行った。とはいえ、すでに本人には北朝鮮帰国事業に関する高水準の研究蓄積があり、また社会主義国の崩壊などによって海外で新たに公開された複数言語による資料にも、ジャーナリストとしての人脈の広さやネットワークの軽さを駆使して積極的にアプローチしていて、きわめて頼もしかった。私からは、北朝鮮帰国事業を在日朝鮮人史全体の中に適切に位置づける上でのアドバイスや、論文の提出先が「国際文化」を冠した研究科であり、それを方法論などに反映させるべきことなど、必要なごく最小限の助言を与える程度で済んだ。

菊池氏の博士論文の審査にあたっては、私が主査、副査は学内から曾士才教授、学外からは東京大学の外村大教授を迎えて実施した。曾士才教授は、西南中国に居住する少数民族である苗族について、文化人類学的研究を進めていることで知られるが、自らが神戸生まれの華僑でもあり、華僑・

華人研究でも業績がある。在日中国人研究の立場から、在日朝鮮人研究に有益な助言を与えることを期待され、主査の私とともに、これまでも副査として指導に当たってきた。もう一人の副査である東京大学の外村大教授は、博士論文を公刊した大著『在日朝鮮人社会の歴史学的研究：形成・構造・変容』（緑蔭書房、2004年）ほかで有名で、今回の論文審査に際してのみ外部から助力をお願いした。菊池氏の博士論文に関しては、外部審査員である外村教授も含め、「北朝鮮帰国事業に関して現時点で発表されている研究としてもっとも広範かつ精緻な内容で、この分野の研究進展への貢献度は大きく、今後間違いなく多年にわたって参照されるべき労作」という点で見解が一致し、高評価で審査を通過した。この大部の博士論文は、『北朝鮮帰国事業の研究：冷戦下の「移民的帰還」と日朝・日韓関係』（明石書店、2020年）としてすでに公刊されている。

## 2 菊池嘉晃氏の研究の研究史上の位置づけと評価

### (1) 北朝鮮帰国事業に関する過去の研究

前述のように、東西冷戦や南北朝鮮の対立の中でイデオロギー優先の見方が長く続いたために、北朝鮮帰国事業は雑誌などでジャーナリスティックに取り上げられることは若干あったものの、学問的な議論の俎上にのぼりづらい時期が長く続いた。

研究上の制約が緩和した時期を捉え、新潟でこの事業に直接関わった張明秀氏が、作家の李恢成氏らによる文芸総合雑誌『季刊在日文芸 民涛』第9号（1989年12月）誌上に「帰国運動とは何だったのか」を書いて問題提起したことが、いわばタブーを打ち破るうえで大きな契機となった。その後も、高崎宗司・朴正鎮編著『帰国運動とは何だったのか：封印された日朝関係史』（平凡社、2005年）や、テッサ・モーリス＝スズキ『北朝鮮へのエクソダス：「帰国事業」の影をたどる』（朝日新聞社、2007年）などが世に出て、議論は活発化している。しかし、とくにテッサ・モーリス＝スズキ氏のものは、帰国事業開始が日本側の発案による策略である側面を過度に強調するなど、自らの立論に有利な資料のみを典拠とする無理な推論や、極端な議論が目立つように思われる。私自身は、このような「初めから結論ありき」の議論は好ましくないと考える。

### (2) 菊池嘉晃氏の研究の位置づけ

その点、博士論文を基にした菊池嘉晃氏の『北朝鮮帰国事業の研究』は、帰国事業の過程を全面的に検討した総合的な研究であるばかりか、実証性や立論の点でも手堅く、現時点で学術的にもっとも信頼できる労作だと言える。ここでは、紙幅等の制約のため新書版『北朝鮮帰国事業』では十分果たせなかった作業、すなわち帰国事業に関わった日本政府、日本赤十字、北朝鮮政府、北朝鮮赤十字、朝鮮総聯、韓国政府、赤十字国際委員会などの各アクターの思惑や意向を、根拠となる資料に基づき的確に分析し、相互の関係とその変化を分析している。その上で、帰国の実現とその後の展開には諸勢力が複雑に絡み合っているものの、主導したのは何といても北朝鮮政府であり、その意を受けて手足となって働いたのが朝鮮総聯であるとみるべきことを明確に論証している。帰国事業が展開された全時期にわたり、多くの一次資料に基づき事実の時系列的な解明に努め、先入観や政治的立場性を極力排し、資料の無理なき解釈を通じて妥当な結論を導くという、堅実な手法が全編を貫いている。

とくに、資料発掘面における貢献は特筆に値する。情報公開請求によって開示された日本政府の関係文書、ジュネーブに所在する赤十字国際委員会の書類や書簡、旧ソ連外務省の文書など、本書には未公開の文書が多数駆使されている。また、旧東ドイツやハンガリーなど、北朝鮮と友好国の

関係にあった当時の共産圏の外交資料なども補足的に使用されている。南北朝鮮の朝鮮語文献や日本語での回想録等はもちろん、体験者へのヒアリングも可能な限り行い、それらの膨大な資料を総合して論を組み立てている。

もちろん、帰国事業において最重要の当事者である北朝鮮自身や、その在外公館としての朝鮮総聯の内部資料に接することができれば、より直截に事実が判明すると思われるが、それが現状では困難である以上、能う限りの方法を最大限に駆使して、側面から本質に迫る手法で傍証に努めている。全体として、真実を追究するジャーナリストとしての良質な嗅覚や情報への飽くなき探求心が、よい意味で発揮され結実していると言って差し支えなからう。

全体として、菊池嘉晃氏の『北朝鮮帰国事業の研究』は、参照資料の豊富さ、論証の緻密さ、結論の妥当性などすべての面で、帰国事業研究においていま求め得る最高水準の研究であることは、博士論文審査会の箇所でも既述した通りである。

### ③ 北朝鮮帰国事業についての研究から認められる事実

以上を踏まえ、北朝鮮帰国事業がどういうものだったのか、とくに北朝鮮自身にとっていかなる存在であったかに関する私見を、最後に簡単にまとめておきたい。

その際、まず押さえておくべき前提は、日本に住む朝鮮系の人々のおそらく 95%以上は、いまの韓国、つまり北緯 38 度線以南を故郷とする人々やその子孫であるという点である。日本の敗戦時、当時「内地」と呼ばれていた日本の国内に、朝鮮半島の出身者が 200 万人ほどいたと推定されるが、このうち朝鮮北部への引揚げを希望し、かつ実際に引揚げたのがごく僅かであったのも驚くに当たらない。また、1950 年代半ば以降には、戦後も北朝鮮に残留していた日本人を迎えに行くための赤十字船「こじま」に自分たちを乗せて北朝鮮に帰国させよと要求し、赤十字本社前で座り込みを実行したり、長崎県の大村収容所に収監されていた人の一部が、韓国ではなく北朝鮮に強制送還するよう求めてハンストを決行したりという事件が起きるが、いずれもその数は限られていた。

それが、1958 年 8 月、朝鮮総聯川崎支部中留分会で集団帰国を決議するや、帰国要求運動は瞬く間に全国に拡大し、最終的には 1984 年までに朝鮮人と日本籍の配偶者や子供たち約 9 万 3,000 人が北朝鮮に向けて海を渡るに至った。そう考えると、ここには人為的な要素が相当介在しているとみるべきである。つまり、中留分会での集団帰国決議は自発的に起きたのではなく、北朝鮮政府からの指示に基づいて、意図的に組織されたのである。その点を、在日朝鮮人史研究のパイオニアだった故・朴慶植氏は、自ら主宰する「在日朝鮮人運動史研究会」の場で、『『神奈川伝統』をつくりあげて、神奈川出身である韓徳銖総聯議長の威信を高めようと仕組んだもの』と、しばしば強調していた。郷里ではない場所への「帰国」が唱えられ、異常ともいえる数の帰国希望者が出現したことを考えると、仕組まれた組織動員というのは妥当な見方と言えよう。

それは、そもそも 1955 年の民戦（在日朝鮮統一民主戦線）から朝鮮総聯へのいわゆる路線転換自体が、北朝鮮政府と緊密に結びついた、のちの韓徳銖総聯議長によって画策されたものであったことと軌を一にする。左派系の在日朝鮮人運動は戦後、朝聯（在日本朝鮮人聯盟）→民戦→朝鮮総聯と変遷するが、前二者が日本共産党の指導を受け、日本革命も視野に入れて展開されたのに対して、路線転換後の朝鮮総聯は、祖国と仰ぐ北朝鮮の周りに結集し、その在外公民として活動することに最大の眼目があった。また、その路線転換の理由も、民戦の指導者たちが情勢発展論、つまり朝鮮戦争勃発当初は正しかったが、その後に朝鮮戦争が休戦し、情勢が変化したので、路線を変える必要が生じたとしたのに対して、韓徳銖氏は「事大主義者」による当初からの路線の誤りとして、

民戦指導者たちを厳しく批判した。路線転換後も、旧民戦指導者たちは「後覚者」として困難な立場に追いやられた。そう考えると、1955年の路線転換も、1959年の北朝鮮帰国事業の開始も、祖国中枢と直結できた韓徳銖総聯議長が、祖国の意を強く受けて主導したものとみて間違いなからう。

北朝鮮とすれば、帰国事業を実現させることで、韓国をはじめ世界に自分たち社会主義体制の優越性を誇示できるし（政治的目的）、労働力の補充や帰国者が日本から持ち帰る資産や技術の導入も可能になるわけである（経済的目的）。そのためには、見知らぬ場所である北朝鮮がいかに発展しているか、帰っても生活に何ら支障が無いかを強調して、人々の心の片隅にある不安を解消する必要があった。そこから「地上の楽園」といった、実際以上によく見せる虚偽の宣伝が北朝鮮政府やその意を受けた朝鮮総聯によって行われ、実現の当てもない数年後の里帰りに期待を持たせるような無責任な発言が横行することになるが、それらは現実とはあまりにも乖離していた。帰国者は帰国船が清津の港に到着した時点から、場合によっては帰国船に乗り込んだ当初から、理想とは異なる厳しい現実と直面することになる。

また、北朝鮮にとって、帰国事業は上記した政治的目的と経済的目的を達成し、これまで大半の在日朝鮮人には存在しなかった北朝鮮との間のしがらみを生じさせる好機となったが、体制を異にする国からの大量の人口移動は、社会不安を増大させる恐れを生むものでもあった。そのため、常に監視の目を光らせ、不安要因となる人物を素早く排除する政策が貫かれたのは、本裁判の原告ほか、多くの脱北帰国者が一致して語る場所である。たとえば、日本からの帰国者一家を軸に、北朝鮮の収容所の内実を描いたアニメ映画『トゥルーノース』（監督は在日コリアン 4世の清水ハン栄治氏）が最近公開された。物語自体は創作だが、制作にあたっては多くの脱北者の証言を聞き取り、それが作品に反映されており、ここで描かれた残酷な運命はその意味で事実以上の事実となっている。

また、帰国者の実態が外部に漏れる恐れを排除するために、日本に送られる信書は検閲され、帰国者は象徴的な手法に託して思いを伝えるしかなかった。また日本への一時帰国も、日朝国交正常化交渉の進展の中で計3回実施されたが、思想強固と目された幸運な計43名がその機会に恵まれたにすぎない（それ以外に、韓徳銖初代総聯議長の娘をはじめ、組織の覚えめでたい特殊な人々に限り、各種訪問団の一員として里帰りしているとも聞く）。

このような非人道的な事業を計画した北朝鮮政府の犯罪性は明白だが、朝鮮総聯は北朝鮮政府の事前の指示を受け、その手足となって事業を推進していたため、事業開始の時点で組織全体として、北朝鮮の実情や帰国者がたどることになる運命をどこまで具体的に把握できていたかに関しては、あるいは議論の余地があるかもしれない。ただし、帰国事業の開始直後から、象徴的な表現や各種の秘密の手段を駆使して、帰国者からのSOSが日本に届いていた。そうした声に一切耳を塞ぎ、たとえば帰国事業開始から30年も経過した時点（1989年）においても、「祖国の懷に抱かれて」（帰国実現30周年を祝う朝鮮総聯の日本語パンフレットの表題）といったきれいごとで終始していた態度からすると、やはり相応の責任は免れまい。朝鮮大学校の副学長として「主体（チュチェ）思想」の宣伝普及に努め、後には朝鮮総聯と袂を分かった朴庸坤氏は、「総連中央は朝鮮人を修羅の場に送り込んだ罪を隠蔽し、帰国事業への一切の批判を封印した」（『ある在日朝鮮社会学者の散策：「博愛の世界観」を求めて』、現代企画室、2017年）と書いている。この事実、そして1972年、金日成主席の還暦を祝う贈り物として、朝鮮大学校から200人の学生を北朝鮮に帰国させたが、「私がああ有望な青年たちの運命を狂わせたという、悔恨の嘆き」の持つ意味は重い。

北朝鮮から想像を絶する方法で日本に舞い戻った本裁判の原告たちは、貴重な人生を台無しに

させた張本人として北朝鮮政府を訴えているが、それに対する誠意ある応答を、朝鮮に関心を抱き続けてきた一人の人間として心から期待するものである。私が今回、意見書提出者としての役割を果たすことにしたのも、そうした原告たちのやり場のない怒りや無念さに、少しでも寄り添いたいと願う気持ちからである。

なお、私本人は、冒頭の『季刊三千里』との出会いにおいても触れたように、日本人の歴史的責任の問題を常に念頭に置いて物事を考えて来た者である。その立場からして、この北朝鮮帰国事業に関しても、主犯格の北朝鮮、従犯格の朝鮮総聯の責任を問いつつも、帰国運動を奇貨としていわば「厄介払い」を図った日本政府や、この日本を在日朝鮮人にとって住みよい場所に変える努力を十分にせず、善意とはいえ朝鮮人を追いやる結果になった当時の日本社会や日本人の問題も、同時に考えていくべきであると常々思っていることを付言しておきたい。責任の重さという点で、各アクター間に違いがあるとしてもである。

(別紙)

**略歴**

- ・1981/03 東京大学 文学部 卒業
- ・1984/03 立教大学 文学研究科 博士前期 修了
- ・1988/03 立教大学 文学研究科 博士後期 単位取得満期退学
- ・1988/04 東京大学 教養学部 助手
- ・1991/04 明星大学 人文学部 専任講師
- ・1992/04 明星大学 日本文化学部 助教授
- ・1999/04 法政大学 国際文化学部 教授(～現在に至る)

**主要著作** (下線付は北朝鮮帰国事業と関連するもの)

<書籍>

- ・共編訳『在ソ朝鮮人のペレストロイカ』 凱風社 1991年
- ・共著『東京のコリアン・タウン 一枝川物語』 樹花舎 1995年
- ・金英達との共編『北朝鮮帰国事業関係資料集』 新幹社 1995年
- ・監修『東京のなかの朝鮮一歩いて知る朝鮮と日本の歴史』 明石書店 1996年
- ・編著『在日朝鮮人関係資料集成<戦後編>第7巻 都立朝鮮人学校』 不二出版 2000年
- ・解説(韓錫圭著)『日本から「北」に帰った人の物語』 新幹社 2007年
- ・解題(小島晴則著)『帰国者九万三千余名最後の別れ：写真で綴る北朝鮮帰国事業の記録』  
高木書店 2016年

<雑誌論文>

- ・「中西伊之助と朝鮮」 『季刊三千里』 第29号 1982/02
- ・「映画『朝鮮の子』 一民族教育の原点として」 『ほるもん文化』 第5号 1995/02
- ・「東京・枝川町の朝鮮人簡易住宅建設をめぐる一考察」 立教大学史学会 『史苑』 第56巻 第1号 1995/10
- ・「東京に朝鮮関連の史跡を訪ねる」 大阪国際理解教育研究センター『Sai』 第32号～37号  
1999/09
- ・「映画『海を渡る友情』と北朝鮮帰国事業」 (上)(下) 『在日朝鮮人史研究』 第29号、30号  
1999/10、2000/10
- ・「渡日初期の尹学準一密航・法政大学・帰国事業」 法政大学国際文化学部『異文化』 第5号  
2004/04
- ・「在日文学と短歌一韓武夫を手がかりとして」 『社会文学』 第26号 2007/06
- ・「帰国事業五〇周年に思う一『北朝鮮帰国事業関係資料集』刊行のころを振り返って」 北朝鮮帰  
国者の生命と人権を守る会『光射せ!』 第4号 2009/12
- ・「在日朝鮮人史における11・3事件の位置：当時と現在の視点から」 育友会教育研究所『教育研究』 第48号 2013/03
- ・「飯田・下伊那研修を意義あるものとするために一国際系学部の事前学習授業の実際から」 大学  
連携会議「学輪 IIDA」機関紙『学輪』 第2号 2016/01

## ◆北朝鮮帰国事業裁判 傍聴のご案内

日時:10/14(木) 09:30 集合、09:40 抽選開始

場所:東京地裁玄関前 傍聴券交付所

〒100-8920 東京都千代田区霞が関 1-1-4

<アクセス>

地下鉄東京メトロ丸の内線

・日比谷線・千代田線「霞ヶ関駅」

A1 出口から徒歩 1 分、

地下鉄東京メトロ有楽町線「桜田門駅」

5 番出口から徒歩約 3 分

**※傍聴席を埋めたく、東京近郊の方はぜひ傍聴への参加をよろしく願いいたします。**



## ◆北朝鮮帰国事業裁判

### 報告集会のご案内

日時:10/14(木) 17:00~19:00

場所:法曹会館 高砂の間

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-1

<アクセス>

JR:有楽町駅 徒歩 10 分

丸の内線/日比谷線:霞ヶ関駅 A1 出口徒歩 5 分

千代田線/三田線:日比谷駅 A10 出口徒歩 5 分

有楽町線:桜田門駅 5 番出口徒歩 1 分

※予約・会費不要



## ◆クラウドファンディングへのご支援をお願いいたします

北朝鮮帰国者裁判支援のために、10月14日よりクラウドファンディングに挑戦いたします。

詳細はこちらをご覧ください:<https://readyfor.jp/projects/northkorea> ⇒

12月10日23時まで、募集をしております。

より多くの方にこの問題を知っていただき、ご支援を通じて参加いただけるように、みなさまご協力をお願いいたします。



## 発行：特定非営利活動法人 北朝鮮帰国者の生命と人権を守る会

年会費：5,000円 郵便振替口座：00920-5-139932

東京本部 〒102-0093 東京都千代田区平河1丁目5番7-203

関西支部 〒581-0868 大阪府八尾市西山本町7-6-5 3階(事務局) TEL/FAX 072-990-2887

ホームページ：<http://hrnk.trycomp.net/index.php>

事務局eメール：[kalmegi@gmail.com](mailto:kalmegi@gmail.com)

Twitter：<http://twitter.com/hrnk1>

事務局TEL/FAX：072-990-2887

Facebook：<http://www.facebook.com/hrnkmamorukai>

Youtube：<http://www.youtube.com/user/kalmegi1>